

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第41回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成27年9月11日（金） 14時58分～15時41分
於・第1 特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、篠崎 悦子、島村 博之、
菅 美千世、多賀谷 一照、永峰 好美、二村 真理子

（以上8名）

第3 出席した関係職員等

武田 博之（郵政行政部長）
齋藤 晴加（郵政行政部企画課長）
北林 大昌（郵政行政部郵便課長）
渡辺 孝司（郵政行政部郵便課課長補佐）
後藤 慎一（郵政行政部信書便事業課長）
東 政幸（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

(1) 諮問事項

ア 郵便業務管理規程の変更の認可について【諮問第1119号】（公開）

(2) 報告事項

ア 信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説の一部改正について（公開）

イ 改正信書便法施行に伴う信書便事業者の事業計画等の変更の取扱いについて（公開）

開 会

○樋口分科会長 皆さん、こんにちは。昨日と変わりました、打って変わって好天に恵まれました。ご出席ありがとうございます。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会（第41回）を開催いたします。

本日は、委員8名中8名が出席されておりますので、定数を満たしておりますので会議は成立します。

会議に先立ちまして、総務省において人事異動があったとのことですので、事務局から異動された方のご紹介をお願いいたします。

○事務局（東） それでは、事務局から人事異動があった事務方の出席者をご紹介させていただきますと思います。

まず、北林 大昌 郵政行政部郵便課長でございます。

○北林郵便課長 郵便課長の北林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（東） 続きまして、同じ事務局の情報流通行政局総務課課長補佐の東 政幸と申します。よろしくお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

本日の案件は、諮問事項1件及び報告事項2件でございます。

初めに、諮問第1119号「郵便業務管理規程の変更の認可」について、総務省から説明をお願いします。

○北林郵便課長 郵便課長の北林ですが、説明させていただきます。

資料ですが、資料41-1でございます。41-1は、2つの束になっているかと思えます。1つは、郵便業務管理規程の変更の認可について（諮問第1119号）、それと、説明資料というのを別の束で用意しております。資料に沿ってご説明させていただきます。

資料41-1につきましては、1枚表紙をおめくりいただきますと、諮問書がございます。日本郵便から郵便業務管理規程の変更の認可申請があつて、法律に基づき諮問するという諮問書でございます。それから、審査結果が2ページ目、3ページ目にございまして、4ページ目、5ページ目に、日本郵便からの変更認可申請書が添付されております。

説明は、説明資料に沿ってご説明させていただきます。郵便業務管理規程の変更の認可についての説明資料をご覧ください。

早速ですが先に3ページに飛んでいただきますと、参考として、小型特定封筒（スマートレター封筒）の概要というのがございまして、絵も描いてございます。後ほど委員の皆様には、お手元で現物を見ていただけるようにお返ししたいと思いますので、事務局からお願いいたします。

このスマートレター封筒の概要でございますが、ご覧のとおりA5判のサイズのもので、封筒型の郵便サービスということになります。絵でもご覧のとおり、180円とい

う料額印面が印字されているという紙製の封筒でございます。

このサービスにつきましては、日本郵便では、小型特定封筒サービスとして、この4月から期間限定で行ってきたわけでなんです、この10月1日から本格実施、つまり、レギュラーのサービスメニューとするということを決めたということで、従って、郵便業務管理規程の変更の認可が必要になったというものでございます。

次に1ページ目に戻ってください。郵便業務管理規程につきましては、第1のところにて記載がございます。中身につきましては、郵便のユニバーサルサービス等の確保のために必要な事項を定めてございまして、日本郵便が業務を行うに当たって必要な規程を定めることとなっているところでございます。

具体的には、その下の①から⑤までの事項でございますが、例えば、②の郵便差出箱の設置については、各市町村に満遍なく設置するというものであったり、引受方法として差出箱であるとか、営業所の差し出しを引き受けますとか、配達方法については、6日間配達して、戸別配達しますとか、そういったようなことが記載されているものでございます。

また、⑤のポツの2つ目のところに「郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票に関する事項」ということで、日本郵便がいくらの切手類を発行するとか、あるいははがきを発行するということも記載されているものでございます。

この郵便業務管理規程の内容については、先ほども言いましたとおり、ユニバーサルサービスに関する基本的な事項を定めているものでございますから、総務大臣の認可を受けることが必要になってございまして、それは変更するときも同様でございます。

3番目の審議会への諮問ということで、この認可をするに当たっては、当審議会において諮問し、お諮りすることになっているところでございます。

2ページ目をご覧ください。日本郵便株式会社からの具体的な申請内容でございます。先ほどご説明したとおり、郵便業務管理規程には、会社が発行する郵便切手類として、いくらのものを発行しますという表が具体的に記載されているところでございます。今回小型特定封筒を本格的に通年のサービスとして行うに当たり、特定封筒の料額印面、表の中では一番下の右下の欄になりますが、180円という料額印面を追加するという変更となります。これが具体的な変更内容ということでございます。変更理由は先ほどお話ししましたとおり、この180円に相当する特定封筒を発行するというのが変更理由で、実施予定日は10月1日でございます。

こちらのサービスについては、その第1の概要のところ、申請内容の1の概要の※の2つ目に、特定封筒とはということが記載されてございますが、第一種郵便物の定形外郵便物に該当するものとして取り扱われるというサービスでございます。

4ページ目に飛んでください。審査結果ということが記載されております。法律の基準に適合しているかどうかを確認したものでございます。先ほど申し上げましたとおり、当該特定封筒郵便物につきましては、第一種郵便物の定形外郵便物として取り扱われるものでございますので、そういった郵便物と同様の取り扱いになるものでございますので、要は、この審査基準に適合するもの、つまり、反しないものということで、認可することが適切と考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○多賀谷委員 このスマートレターは、試行版でもう使ってみて、切り抜きを送ったり、信書を送るのに便利だろうと思うんですね。レターパックライトとか、レターパックプラスの場合には、たしか追跡システムになってるわけですね。これはどうなんでしょうか。

○北林郵便課長 説明資料の3ページ目をご覧ください。特にそういった追跡サービスなしということで予定しているものでございます。

○多賀谷委員 郵便と同じ、普通の。

○北林郵便課長 ただ、先ほど多賀谷委員からお話がありましたレターパックにつきましては、参考資料の6ページですが、ご指摘のとおり、レターパックにつきましては追跡サービスがございましたが、今回のスマートレターはポストへの投函、そして、受箱への配達ということで、追跡サービスのない簡易なサービスとして料金も低く抑えているという形になってございます。

○多賀谷委員 レターパックライトは、ポストへ投函できるけれども追跡サービスはあるということですよ。

○北林郵便課長 はい。

○多賀谷委員 わかりました。

○樋口分科会長 よろしいですか。

○多賀谷委員 はい。

○菅委員 すみません、小さなことで。これ、半分の大きさになっているわけですよ、従来のものより。

○北林郵便課長 はい。

○菅委員 というのは、何か要望があったんでしょうか。それと、これを使うに当たって、多分私が見るには、チケットとかを送りやすいような感じになっているんですけども、追跡サービスがないとすれば、別に書留料とかを貼って使えるものですか。

○北林郵便課長 まず、1点目のご質問ですが、具体的な要望というか、確かにレターパックの大きさよりも小さいものを送るときには適切なものがこれまでなかったということで、そういう意味ではそういったニーズがあったということかと思えます。実際に期間限定サービスをやってみて、委員のおっしゃるとおり、小物を送る、例えばフリーマーケットとかオークションとかで買ったDVDであるとかアクセサリとか、そういった類いのものを、紙製の少し厚手のものにもなりますので、そういったニーズがあったという話は聞いてございます。

それから、特殊取扱については特にございません。

○菅委員 はい、わかりました。

○樋口分科会長 よろしいですか。

○菅委員 ええ。

○樋口分科会長 今のご質問ですと、この180円にさらに書留とか何かにこれを転用するという、足すことは可能かという質問ですが。

○北林郵便課長 特に予定していないと聞いています。

○樋口分科会長 これはこれだけですか。

○北林郵便課長 はい。

○樋口分科会長 ほかにございませんでしょうか。

○多賀谷委員 それをするためには、多分郵便局へ持っていかなきゃいけないんですね。

○樋口分科会長 はい、そうですね。

○多賀谷委員 不思議なのは、レターパックライトは持っていなくても追跡サービスになっていて、それが便利なので使うんですけども、ちょっと違いがあるなということなんです。

○樋口分科会長 料金が半分の分で行われる点、これが今回の利点ですね。

○北林郵便課長 はい。

○多賀谷委員 わかりました。

○樋口分科会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見ございませんので、諮問第1119号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それではそのように答申することといたします。

次に、「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説の一部改正」について、総務省から報告をお願いします。

○後藤信書便事業課長 信書便事業課長の後藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

報告案件は、信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説の一部改正でございますが、本件は、個人及び法人のうち、個人の顧客情報の取扱いに関するものでございます。

資料4-1-2の束の中に参考資料2というものがございまして、それをご覧いただけたらと思います。「信書便管理規程(記載例)」という表紙の束でございます。

これは、毎回この分科会で認可いただいております信書便管理規程を個別の事業者が策定するに当たっての参考として、総務省でひな型をつくっているものでございます。

ページをめくっていただきまして6ページをご覧いただきますと、ちょっと見にくいですが、下のほうに、「第3節 顧客の情報の取扱い」という条項が第16条から第22条まで、9ページのところまでございます。この部分がまさに顧客情報の取扱いということで、信書便管理規程に盛り込まれていることから、今回報告案件とさせていただきます。

資料4-1-2、本体をご覧ください。1ページめくっていただきまして、1ページ以降でございますけれども、この個人情報保護に関する法体系といいますのは、主務大臣制、要すれば事業分野ごとに担当の大臣がガイドラインを策定して、必要な助言や勧告等を行うという体系になっております。信書便事業分野におきましても、平成20年に個人の顧客情報の適正な取り扱いに対する利用者の信頼を確保するために、個人情報取扱事業者が講ずべき措置を適切に実施するための指針としてガイドラインを策定しております。現在運用中でございます。

ご案内のとおり、昨今の大量の個人情報漏えい事案の発生等を踏まえまして、これは内閣府、消費者庁の方で全事業分野共通の標準のガイドラインというものが策定されまして、これを受けまして、信書便分野におきましても必要な措置を講ずることとしたものでございます。

主な改正内容は3点ございまして、いずれもガイドラインの運用に関するものとして、ガイドラインの解説を改正して趣旨の明確化を図ることとしております。

なお、パブコメにつきましては既に実施しておりまして、意見は2件ほど、ともに賛成意見でございますけれども、出てきてございまして、本日も報告した上で、近日中に報道発表してまいりたいと思っております。

その具体的な主な3点でございますが、2ページ以下ご覧いただけたらと思います。まず、第1点目は、第三者からの適正な取得の徹底ということでございます。具体的なガイドラインの改訂ページは、この資料の4ページのところに記載しているとおりでございますが、概略2ページに書いてございます。第三者から提供を受けて個人情報を取得する場合は、提供元の法の遵守状況を確認すること、それから、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定することが望ましいという記載を追記したところでございます。

2点目は、社内の安全管理措置の強化ということでございます。これはガイドライン解説のそのもので言いますと、5ページから6ページあたりにございます。ちょっとまた後で5、6ページご覧いただきますが、この安全管理措置の中身は、いわゆる個人情報の漏えいを防止するために講じることが望ましい組織的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置について記載することを追加してございます。

6ページをご覧いただきますと、一番上の黒丸が組織的安全管理措置の中身でございます。ちょっと字がたくさん書いてあるので見づらいかもしれませんが、ポイントだけ申し上げますと、上から3行目の後半に、例えば、役員など、要すれば責任者を非常に高いレベルで設定しなさいということが1つございます。

それから、上から7行目のところに、点検・改善等の監督を行う部署や合議制の委員会を設置しなさいと。要は、専門の部署を設置してきちんと管理しなさいということ等々が、この組織的安全管理措置の中身として記載を追記しております。

それから、2つ目の物理的安全管理措置につきましては、上から3つ目の黒丸でございます。下線部分が改訂部分でございますので、そこを目で追っていただけるとありがたいと存じますけれども、例えば、入退館（室）の記録の保存でありますとか、モニタリングの実施でありますとか、それから、スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続の制限及び機器の更新といった記載を追記しているということでございます。

それから、3点目が、技術的安全管理措置、これはその1つ下の黒丸でございますが、こちらを見ていただきますと、異常な記録の存否の定期的な確認ですとか、セキュリティパッチの適用等々ということを具体的な記載として追加しているということでございます。これが大きな改正点の2番目でございます。

また2ページに戻っていただきまして、3つ目が委託先の監督ということでございます。要は顧客情報取扱いについて委託している業者さんがおられます。なので、その委

託先の監督をしっかり強化するというところでございます。こちらにつきましては、先ほどの7ページから8ページのところに、その具体的な記述内容が記載されておりますので、そちらも参照していただきながらと思いますが、要は、委託先が選択基準というものを満たすかどうか、そういう具体的な確認方法でございますとか、あるいは個人データを誰が取り扱うのかということをも明確化するということが記載されております。これらは全省庁共通のガイドラインに基づいて記載されてございます。

ただ一方で、これは信書便分野独自の適用ということで考えておりますのは、責任の明確化と、それから業務遂行の効率化の両立を図る観点から、個人情報への取扱いの再委託につきましては、これまで信書便分野では禁止しておりますが、今回、委託元に文書による事前承認を求める場合に限って再委託を認めるということを選択したいと思っております。この場合、委託先が気づき知らない間に勝手に誰かが取り扱うということにはなりませんので、その限定をつけた上で取扱いの変更をしたいと考えております。

次、3ページに行かせていただきますが、改正に伴う対応でございますが、まずは説明会とかホームページなど、各種のツールを使って周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

また、信書便管理規程の規定への影響についてでございますけれども、これはガイドラインの本文の改正ではなくて、ガイドラインの解説、あくまで運用の改正でございますので、この管理規程の記載例の変更の必要性までは生じてございません。ただ、テイクノートしておくべきは、個人の顧客情報の取扱いに係る再委託についてですけれども、これは引き続き禁止としてございます。これも維持されるんですけども、信書便管理規程における規定ぶりとの関係で言いますと、事前承認する場合はこの限りでないということになりますので、その規定ぶりを整合させるような運用通知は別途出さないといけないと思っておりますので、そうすることでこの管理規程そのものの変更は必要ないという格好で整理したいと思っております。そうすることで既存の約四百業者さんが、このためだけに変更認可を審議会にお願いするということは回避されるかなと思います。今後この改正を踏まえまして、適正な運用に万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○多賀谷委員 確認したいんですけど、この信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインというのは、個人情報保護法に基づく、監督者たる主務大臣による立場としてのガイドラインを出していくということだと思っておりますけども、それは民間の信書便について、郵便局が行う信書便の送達についてはこのガイドラインが適用されるのでしょうか。それとも、独立行政法人に係る個人情報保護法のほうに行くのでしょうか、どちらでしょう。

○後藤信書便事業課長 私からお答えいたしますけれども、あくまで今回のガイドラインは、信書便法の許可を受けた信書便事業者に対しての適用でございます。郵便については、郵便分野のガイドラインというのが別途適用されるということでございます。ちなみに独立行政法人は独立行政法人で、多賀谷先生よくご存知かと思いますが、別の法律でしっかりと保護されていると。

- 多賀谷委員 郵便会社は独立行政法人ではないと理解していいですね。
- 後藤信書便事業課長 民間ということです。
- 多賀谷委員 はい。そうすると、信書便についてもガイドラインを改正するけれども、郵便局についてのガイドラインも同じように改正すると理解してよろしいでしょうか。
- 北林郵便課長 郵便事業分野の個人情報保護に関するガイドラインにつきましては、今、信書便事業分野の話で改正の概要をご説明いただいたところですが、ほぼ同様の改正を既に7月の時点で行っておりまして、そういう意味では改正済みで既に公表しているところでございます。
- 多賀谷委員 郵便会社が。
- 北林郵便課長 はい。
- 多賀谷委員 それでは、また質問してよろしいですか。
- 樋口分科会長 どうぞ。
- 多賀谷委員 昨今、たしか個人情報保護法が改正されました。そこで、可決した法律は見えてないのですが、制定過程の案で理解しているのは、パーソナルデータといいますか、匿名個人情報の提供をより自由にするという趣旨の改正が含まれていたと考えておりますけれども、そうすると、その問題については、いずれまたこういうガイドラインに波及してくるのでしょうか。
- 後藤信書便事業課長 結論的には波及してこないと思っております。あくまでビッグデータ、個人が特定されない形でいかに情報を活用するかという観点の改正だったと承知しておりますので、それはそちらのほうでしっかり対応していただくということで、これはあくまで個人が特定されるような情報がどのように適正に取得され、管理されるのかということに絞ったガイドラインということでございます。
- 多賀谷委員 ということは、そこで聞きたいんですけども、郵便会社にせよ、それから信書便事業者にせよ、その個人情報を匿名化して第三者に提供するということはできないと理解してよろしいですか。あるいは想定してないと理解してよろしいでしょうか。
- 後藤信書便事業課長 信書便について言いますと、それほど大量の個人情報を扱っているという事業者さんが現実問題おられないので、あまり想定はしてございません。
- 多賀谷委員 郵便会社。
- 北林郵便課長 現時点でどういう形で匿名化して、加工して活用の余地があるのかというのは、何とも言えないというのが正直なところなのかなとは考えています。
- 多賀谷委員 S u i c a のデータをある会社に提供しようとしたのが、あの法律改正の発端ですから。多分ビジネス的には外部業者は欲しいだろうと思うのですが、私はそれはそう簡単に提供するものではないだろうと思います。なかなか難しい話だと思うんですね。最終的には利益を上げるためにはそれもあり得ることなのかもしれませんが。
- 樋口分科会長 住所管理は全部されていますので、外部に譲ると大変な利益になりますね。
- 多賀谷委員 大変なものです。すみません、余計なこと言いまして。
- 樋口分科会長 大変勉強になりました。
- よろしいですか。ほかに何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○篠崎委員 ちょっと伺います。これは、ガイドラインがこれから作成されるんですか。

○後藤信書便事業課長 ガイドラインは、もう平成20年に策定しております。

○篠崎委員 で、意見募集するという話がありましたよね、今、2つ来てると。

○後藤信書便事業課長 ガイドラインそのものは平成20年につくられていて、それは今回改正しませんが、そのガイドラインをかみ砕いて説明した文章を今回改正しています。解説文書を改正するというものです。

○篠崎委員 解説文書を改正するの。

○後藤信書便事業課長 そうです。それで、その解説文書をこう改正しますよということを既に7月21日から8月25日まで募集しました。その結果ということでございます。

○篠崎委員 そうですか。解説文書を改正する。

○後藤信書便事業課長 そういうことです。

○篠崎委員 そうですか。今、実は国勢調査だとかマイナンバーだとかで、インターネットでどんどんできるということを皆さん知り始めて、でも、インターネットでそれをやるのは怖くて嫌いなのよという声も結構出てきて、個人情報をもそういう形で出すのが怖くてだめなんだということを結構耳にするんですね。だから、今回のこれは、それを信書便事業に適用するというお話でいただいているんですけども、全体の個人情報保護に関する不信とか不満とか、いろいろあるのですよね。それを、なるほど、そのガイドラインがあって、今回はその説明の改正なのですね。なるほど。難しいですね、ますます。意見です。

○樋口分科会長 よろしいですか。

○篠崎委員 はい。

○樋口分科会長 わかりやすくということですか。

○後藤信書便事業課長 いろんな文書が出て申し訳ございませんけれども、ガイドラインを読むだけでは十分よくわからないので、その解説文もご用意しているという意味からは、私としては、よりわかりやすく世の中の皆様方にお示しする努力をしてみたいし、これからもそうしたいと思っております。

○篠崎委員 ないよりはよっぽどいいですけどね。そうですか、わかりました。

○樋口分科会長 すみません、余計なことですけど、特に3条では安全管理措置とは何かということで範疇分けされている一方、組織的安全管理とは何かというのを具体例を挙げ、その管理内容を示し、技術的安全管理や人的安全管理については、この下線のとおり理解できるように改正をするということですか。よろしいでしょうか。

最後に、改正信書便法施行に伴う信書便事業者の事業計画等の変更の取扱いについて、総務省から報告をお願いします。

○後藤信書便事業課長 引き続き信書便事業課でございます。

資料4 1-3でございます。こちらの案件につきましては、今国会におきまして、信書便法が改正されております。この12月に施行予定でございますので、そのために改正法の施行に伴う事業計画等の変更認可が必要なのかどうかについての要否を定める必要がございます。12月の施行に向けまして事業者等への周知を図っていくべきタイミングでございますので、今回、本分科会にご報告させていただきたいという案件で

ございます。

資料4 1-3をおめくりいただき、まず、改正の中身につきましてご報告させていただきますが、資料の5ページ、6ページをご覧ください。そちらに法律の改正の概要がございまして、端的に申し上げますと、法律の概要という右半分の四角の中の一上上の丸をご覧ください。特定信書便役務の範囲の拡大とございます。その下に矢印が2つございまして、1つは大型信書便サービス、3辺の合計が90センチ超から3辺計73センチ超まで拡大するという規制緩和が1つ。

それから、2つ目の矢印で高付加価値サービスとございますが、こちらは1通当たりの料金が1,000円超から1通800円超まで拡大するというものでございます。いずれも、今まで信書便事業者が扱ってきておりました業務範囲を拡大するというものにつながるものでございます。

もう1つ、その下の丸をご覧くださいただけならと思いますが、信書便約款の認可手続の簡素化（標準約款制度の導入）でございます。これは、本分科会におきまして、信書便事業者の許可をしていただく際に約款の認可も毎回お願いしてございますけれども、これが、総務大臣が本審議会にご相談した上で定めて公示した場合においては、その標準的な約款どおりに事業者が定めていた場合においては、大臣の認可手続を省略するという中身でございます。

大きくはこの2つの中身に基いて、今後、既に参入してございます事業者さんが、既にお持ちの事業計画ですとか、約款ですとか、管理規程について、どのような取り扱いが必要になるのかということを決めてまいりたいというのが今回のご報告の中身でございます。

1ページをご覧ください。一番上に対処方針とございます。ここが以下申し上げるご説明の要約になってございます。対処方針1でございまして、これは、要は、改正前の規定に基いて、改正前の90センチ超のまま、1,000円超のまま継続して事業される場合におきましては、そのままでございますので、特に変更認可等は不要であろうということが、まず書いてございます。こちらは問題ないかと思うんですが、2点目が、一方で、今回法律が改正されまして、先ほどの大型信書便の大きさが変わる、3号役務、高付加価値サービスの料金が変わるということで、その額なりサイズなりを変更するという場合において、そのまま自動的に変更するという事で認めてよいのか、あるいは変更認可が必要なのかということについて検討する必要があると。要は、本審議会の諮問・答申を経た上で認める必要があるのかどうかということでございます。

1個ずつ見てまいりたいと思いますが、まず、1ページ目の下半分の事業計画の欄をご覧ください。これにつきましては、あわせて後ろに参照条文をつけてございます。参照条文3ページご覧いただきますと、そこに第三十条とございます。許可の申請、第二号のところ、信書便物の送達の方法その他総務省令で定める事項に関する事業計画とございます。この事業計画について、総務省令で定める事項とありますので、ちょっと複雑で恐縮ですが、この総務省令は何かということでご覧いただきますと、それが第三十六条ですので4ページ、事業計画第三十六条とございます。その第一号で、下線引いてございますが、特定信書便役務の種類ということが、この事業計画の記載事項ということでございます。

種類ということでございますので、これは1号役務なのか、2号役務なのか、3号役務なのか、その種類を問うものであって、1号の中で大きさが何センチか、3号の中で額は幾らかということまでは問うておりませんので、これにつきましては法律改正後であっても、それは役務の種類を追加するなら別ですけれども、追加せずにやられるということであれば、その計画事項そのものの変更に該当いたしませんので、よって、この事業計画の変更認可というものは不要であろうと考えております。

なお、ほかの事由で変更が必要になったということが出てまいりましたら、それに合わせて変更を総務省に認可申請していただいて、本審議会の諮問・答申を得るという取扱いにしたいと思っております。

それから、2つ目、ちょっと順番を変えますが、1ページ目の一番下のところに信書便管理規程がございます。こちらから先に申し上げますが、こちらにつきましては、先ほどもご覧いただいた参考資料2「信書便管理規程（記載例）」をご覧いただけたらと思います。具体的には、こちらの第1条の中に、2行目ですけれども、第33条において準用する云々という記載がございますが、今回の法改正によって条文番号が変わりまして、細かい話で恐縮ですが、第33条が第34条になっております。ですので、この第33条という文言がこの管理規程の中に三、四カ所出てくるんですけれども、これをそれぞれ34条に変更認可、一つ一つ審議会の諮問・答申を経るかという問題になるわけですけれども、これは必要ないだろうと考えてございます。何ら通信の秘密の確保に影響を与えるものではございませんし、すべての事業者共通の事項でございますので、これにつきましては変更不要といたしたいと。これもまたほかの事由で変更が出たということがございましたら、あわせて変更認可を申請していただいて、本審議会の諮問・答申を得る形にいたしたいと思っております。

それから、最後、3点目が信書便約款でございます。これにつきましては役務の提供条件ということでございます。利用者の方々と事業者との関係でございますので、この役務の提供条件に係る利用者利益の保護を図るという観点からは、これは自動的に、勝手に90センチから73センチにする、1,000円から800円にするということは困難であろうと思っております。これにつきましては、変更認可が必要と考えてございます。

ただ、今回、先ほども申し上げました標準信書便約款というものが導入されますので、この標準信書便約款に合わせていただける場合はそうしていただくと。この標準信書便約款の中では、既に90センチが73センチに、1,000円が800円に変えた形で定める予定にしておりますので、それと同じものに変更していただければ、総務大臣への改めての変更認可申請は不要ということで考えております。これでかなりの事業者さんは変更認可を個別にしてこられるということはないのかなと思っております。

加えて、今回この90センチを73センチにする等の改正がございますけれども、実際にそのようなサービスを提供されるかどうかというのは、これは一律に全事業者さんがそうされるということではなくて、ある事業者さんは、うちはやらないよ、うちはやるよということでございますので、これの改正に伴う変更を行う意思の有無、あるいは実施時期、これは事業者ごとに異なると思いますので、やはり約款変更については個別に判断すべきであるかなと思っております。

今後とも改正法の円滑な運用に万全を期してまいりたいと思っております。次回の分科会におきましては、信書便法の施行に向け、信書便法の施行規則の改正及び標準約款の制定につきまして、ご審議いただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

ご報告は以上でございます。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。次回、具体的な条文を検討することになりますので、そこでまた議論しますので、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、今回の報告は了承ということでお願いします。

以上で、本日の議題は終了しました。委員の皆様から、この際何かお話、コメントございましたらどうぞ。いかがですか。よろしいですか。

それでは、事務局から何かございませんか。

○事務局（東） それでは、事務局からご報告です。次回の日程ですが、11月9日月曜日の午前中を予定しております。詳細につきましては、別途ご連絡を差し上げますので、皆様方、よろしくお願いたします。

以上です。

○樋口分科会長 それでは、本日の会議を終了いたします。

以上で閉会したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

閉 会